

# 会 議 録

全部記録  要点記録

会議名	令和6年度 第1回 姫路市国民健康保険運営協議会
開催日時	令和6年（2024年）5月30日（木）14時00分～14時40分
開催場所	姫路市役所 本館10階 大会議室
出席者	<p>（委員） 16名 古井委員、藤尾委員、河南委員、稲田委員、石井委員、 小林委員、中谷委員、光川委員、田中委員、北川委員、 岩田委員、中西委員、金内委員、福間委員、長谷川委員、 入江委員</p> <p>（事務局） 9名 保健医療部長、国民健康保険課長、他7名</p> <p>欠席者（委員） 5名 萩原委員、石橋委員、國部委員、宮下委員、竹内委員</p>
傍聴の可否及び傍聴人数	可 0人
議 事	<p>議案第1号 ・令和6年度姫路市国民健康保険料率（案）について</p> <p>報告第1号 ・令和5年度姫路市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算見込について</p> <p>報告第2号 ・マイナ保険証について</p>
会議の全部内容又は進行記録	別紙のとおり

発言者	内 容
議長	<p>本日の議題は、議案第1号「令和6年度姫路市国民健康保険料率（案）について」、報告第1号「令和5年度姫路市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算見込について」、報告第2号「マイナ保険証について」である。</p> <p>なお、議案第1号については、事前に市長から本協議会に諮問をいただいている。</p> <p>まず、議案第1号「令和6年度姫路市国民健康保険料率（案）について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>[ 議案第1号「令和6年度姫路市国民健康保険料率（案）について」説明 ]</p> <p><b>【説明要旨】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 兵庫県国民健康保険運営方針に基づき、県下の保険料率完全統一年度が令和12年度となること</li> <li>・ 統一後は、県が算定する標準保険料率での賦課が行われること</li> <li>・ 現在の本市の保険料率は、標準保険料率より低い水準であること</li> <li>・ 令和6年度保険料率（案）の算出方法及び具体的な算出結果</li> </ul>
議長	<p>議案第1号に関して、質問、意見等があれば承りたい。</p> <p><b>【 質問・意見なし 】</b></p>
議長	<p>議案第1号に関する質問、意見はないようなので、理解が得られたものとして、取り扱いさせていただく。</p> <p>( 異議なし )</p>
議長	<p>議案第1号は、本協議会に諮問をいただいているので、審議結果を踏まえ、会議終了後に答申書をまとめることとする。</p> <p>次に、報告第1号「令和5年度姫路市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算見込について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>[ 報告第1号「令和5年度姫路市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算見込について」説明 ]</p>

議長	<p>報告第1号に関して、質問、意見等があれば承りたい。</p> <p style="text-align: center;">【 質問・意見なし 】</p>
議長	<p>報告第1号に関する質問、意見はないようなので、理解が得られたものとして、取り扱いさせていただく。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なし )</p>
議長	<p>次に、報告第2号「マイナ保険証について」、事務局より説明をお願いする。</p>
事務局	<p style="text-align: center;">〔 報告第2号「マイナ保険証について」説明 〕</p>
議長	<p>報告第2号に関して、質問、意見等があれば承りたい。</p>
委員	<p>現行の保険証と資格確認書とで何か違いがあれば教えていただきたい。 また、施設入所者や高齢者はマイナ保険証を持っていない方が多いと思うが、資格確認書に有効期限はあるのか。</p>
事務局	<p>医療機関で受診する際は、被保険者証と資格確認書の違いはない。ただ、マイナ保険証での受診であれば、本人の同意をいただくことで、過去の受診履歴や薬剤情報を医師と共有することができ、最適な医療を受けていただくことができるが、資格確認書では情報の共有ができない。そのため本市としてはマイナ保険証を推奨している。</p> <p>資格確認書の有効期限については、現行の被保険者証と同様で、翌年7月31日までの最大1年間を有効期限とし、マイナ保険証を持っていない方に職権で交付する予定である。</p>
委員	<p>令和6年12月2日以降は、マイナ保険証をお持ちでない方で、70歳到達などで有効期限が令和7年7月31日ではない被保険者証をお持ちの方に対し資格確認書を交付する、とあるがどのような方が対象なのか。</p>
事務局	<p>70歳に到達することにより、被保険者証または資格確認書へ受診時の自己負担割合を記載する必要がある方、あるいは75歳到達で国民健康保険から後期高齢者医療保険へ移られる方が対象となる。それらの方の有効</p>

	<p>期限は、令和7年7月31日ではなく、その方の誕生日によって設定される。</p>
委員	<p>マイナ保険証をお持ちでない方に資格確認書が交付されるが、本人に申請手続きしていただく必要はあるのか。</p>
事務局	<p>あらたに国民健康保険に加入される場合、国保への加入手続きが必要であり、その届出により資格確認書を交付する。既に国保へ加入しており、有効期限が更新となる場合は、申請手続き不要で交付することを想定している。</p>
議長	<p>その他、報告第2号に関して、質問、意見等があれば承りたい。</p> <p style="text-align: center;">【 質問・意見なし 】</p>
議長	<p>報告第2号に関する質問、意見はないようなので、理解が得られたものとして、取り扱いさせていただく。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なし )</p>
議長	<p>以上で、本日予定していた議事は終了したが、せっかくの機会なので、議案以外で発言はないか。</p> <p style="text-align: center;">【 質問・意見なし 】</p>
事務局	<p>これをもって、本日の協議会は閉会させていただく。</p> <p style="text-align: center;">【閉 会】</p>